

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(国土交通省観光庁参事官室)

項 目 名	I R 税制の具体化に係る所要の措置											
税 目	—											
要 望 の 内 容	<p>I R に関する税制について、令和 4 年度税制改正大綱に基づき、具体化する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	( —	百万円)										
(改正増減収額)	( —	百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的                  特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための拠点施設である I R の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性                  I R は国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するものであり、訪日外国人旅行者数の増加、旅行消費額の拡大などによって、地域経済へ波及効果をもたらし、観光先進国の実現にも大きく寄与するものである。そのため、令和 4 年度与党税制改正大綱に基づき、I R に関する税制について具体化する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する
		政策の達成目標	税制について具体化し、IRの整備を推進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	IRは国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するものであり、訪日外国人旅行者数の増加、旅行消費額の拡大などによって、地域経済へ波及効果をもたらし、観光先進国の実現にも大きく寄与するものである。本措置により、IR整備が推進されるとともに、IR事業の国際競争力を確保できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	税制上の取扱いについて具体化を図るものであり、予算その他の措置によって手当てすることはできない。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和3年度 IR事業の円滑な実施に向けた税制上の取扱いの明確化 令和4年度 IR税制の具体化に係る所要の措置	